

総合口座取引規定

1. 総合口座取引

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下、「この取引」といいます。)ができます。
 - ①普通預金
 - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、引き出し自由型定期預金およびアニバーサリー定期預金(以下、これらを「定期預金等」といいます。なお、総合口座積立定期預金に預け入れられる個別の各定期預金等を含みます。)
 - ③国債の保護預りおよび振替決済口座への受け入れ
 - ④第2号の定期預金等または第3号の国債を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当社の当該各取引の規定により取り扱います。

2. 取扱店の範囲

- (1) 普通預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻し(当座貸越を利用した普通預金の払い戻しを含みます。)ができます。ただし、当店以外での払い戻しは、印鑑照会機により届出の印鑑(または署名鑑)との照合手続きを受けたものにかぎります。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)および変動金利定期預金の預け入れは一口100円以上(ただし、中間利息定期預金および国債の利金によって作成されるこれらの預金の預け入れの場合を除きます。)、引き出し自由型定期預金の預け入れは一口1円以上、アニバーサリー定期預金の預け入れは一口5万円以上、自由金利型定期預金の預け入れは当社所定の金額以上とし、定期預金等の預け入れ、解約または書替継続は当店のみで取り扱います。
- (3) 国債の預け入れ、引き出し、振り替えまたは保護預り・振替決済口座への受け入れの解約等は当店のみで取り扱います。

3. 定期預金等の自動継続

- (1) 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および引き出し自由型定期預金は、通帳記載の最長預入日期限に期日指定定期預金および引き出し自由型定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金および引き出し自由型定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申し出てください。

4. 預金の払戻し等

- (1) 普通預金の払い戻しまたは定期預金等の解約、書替継続をするときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払い戻しの手続に加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額(当座貸

越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

5. 預金利息の支払い

- (1) 普通預金ご利息は、毎年**2**月と**8**月の当社所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

6. 当座貸越

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当社はこの取引の定期預金等および国債を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金の上払い戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、次の第**1**号の金額と第**2**号の金額の合計額とします。
 - ①この取引の定期預金等の合計額(**1**万円未満は切り捨てます。)の**90%**または**500**万円のうちいずれか少ない金額。ただし、あらかじめ預金者から当社所定の方法により本文記載の金額の範囲内で極度額の金額指定の届出がある場合は、その金額を上限とします。
 - ②この取引の国債のうち利付国債についてはその額面合計額の**80%**と割引国債についてはその額面合計額の**60%**との合計額、または**200**万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債の額面額に乗じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額を超えることとなるときは、当社からの請求がありしだい直ちに新極度額を超える金額に見合う国債を担保に差し入れるか、または、新極度額を超える金額を支払ってください。
- (3) 第**1**項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第**8**条第**1**項第**1**号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. 貸越金の担保

- (1) この取引に定期預金等または国債があるときは、第**2**項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ①この取引の定期預金等には、その合計額について**556**万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
 - ②この取引の国債は、そのすべてについて貸越金の担保として差し入れられ、その国債(その国債が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利)は担保としてその引き渡しを受けます。ただし、当社が債権保全上支障ないと判断した場合には、国債の担保のうち一部または全部の解除に応じます。
- (2) この取引に定期預金等または国債があるときは、後記第**8**条第**1**項第**1**号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取り扱います。
 - ①定期預金等を担保とする貸越利率と国債を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金等を担保とします。
 - ②貸越利率が同一となる定期預金等が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)

の早い順序に従い担保とします。

③国債が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。

A 割引国債

B 利付国債

(3)①貸越金の担保となっている定期預金等について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②貸越金の担保となっている国債について、引き出し、振り替え、買い取り、償還または(仮)差押があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、引き出し、振り替え、買い取り、償還または(仮)差押にかかる国債の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

③前各号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の(仮)差押にかかる国債についての担保権は引続き存続するものとします。

8. 貸越金利息等

(1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当社所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引き落としまたは貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 定期預金等を貸越金の担保とする場合は、その定期預金ごとにその約定利率(ただし、期日指定定期預金および引き出し自由型定期預金を貸越金の担保とする場合は、最長預入期限まで預け入れた場合の約定利率)に0.50%を加えた利率。

B 国債を貸越金の担保とする場合は、当社所定の利率

②前号の組入れにより極度額を超える場合には、当社からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。

③この取引の定期預金等の全額の解約、国債の全部の引き出し、振り替え、買い取りまたは償還により、定期預金等および国債のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2)貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当社が定めた日からとします。

(3)国債の口座管理手数料は、担保差入後も引き続き支払ってください。

(4)当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.0%(年365日の日割計算)とします。

9. 国債の償還金等の受け入れ

この取引の国債の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定(取引残高報告書式)にかかわらず、当社がこれを受け取り、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

10. 届出事項の変更、通帳の再発行

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払い戻し、解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を設けることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または関係書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

11. 印鑑照合等

この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、**18**条により補てんを請求することができます。

12. 即時支払い

- (1) 次の各号の一つでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当社において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当社に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. 解約等

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金等の記載があり、かつ、その残高があるときは別途に定期預金等の証書(通帳)を発行します。
- (2) この取引を普通預金単独で利用している場合で、印鑑照会機により届出の印鑑(または署名鑑)との照合手続を受けたものにかぎり、前項にかかわらず、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でもこの取引を解約することができます。
- (3) 前条各項の事由があるときは、当社はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

14. 差引計算等

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は次のとおり取り扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金等を払い戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②この取引の国債については、事前に通知することなく、これを一般に相当と認められる方法、時期、価額等によって処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることができるものとします。

③前号によるほか、事前に通知のうえ、一般に相当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債を取得することもできるものとします。

④前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2)前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

15. 譲渡、質入れの禁止

(1)普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)前項の場合において、当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

16. 成年後見人等の届け出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(6)本規定は、他の取引にも準用します。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1)定期預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、定期預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取り扱いとします。

(2)前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳および当社所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金を充当することとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについては別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 盗難通帳による払い戻し等

- (1)盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻し(以下、本条において「当該払い戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、「預金者保護法」の対象となる預金者(以下、本条において「預金者」という。)は当社に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の **30日** (ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明した場合は、**30日**にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の **4分の3** に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項1号にかかる当社への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日)から、**2年**を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。
 - ①当該払い戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5)当社が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第 2 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6)当社が第 2 項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7)当社が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以 上

(2011 年 4 月 1 日現在)